

○八千代市市民会館の設置及び管理に関する条例

昭和48年7月3日
条例第34号

(目的)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第1項の規定に基づき、八千代市市民会館の設置及び管理に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第1条の2 この条例において「消費税等相当額」とは、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定に基づき消費税が課される金額に同法第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た額(以下この条において「消費税額」という。)及び消費税額に地方税法(昭和25年法律第226号)第72条の83に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額をいう。

(令元条例5・追加)

(設置)

第2条 本市は、市民の福祉の向上と文化の発展に資するため、八千代市市民会館(以下「市民会館」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第3条 市民会館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
八千代市市民会館	八千代市萱田町728番地

(業務)

第4条 市民会館の業務は、次のとおりとする。

- (1) 文化活動のための施設の提供
- (2) 集会のための会場の提供
- (3) 市民の文化芸術の振興を図るための事業の企画及び実施
- (4) その他市民会館の設置の目的を達成するために必要な事業

(平17条例45・一部改正)

(指定管理者による管理)

第5条 市民会館の管理は、法人その他の団体であって、市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせるものとする。

(平17条例45・追加)

(指定管理者が行う業務)

第6条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 第4条各号に掲げる業務
- (2) 市民会館の使用の許可に関する業務
- (3) 市民会館の施設及び設備の維持管理に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が市民会館の管理上必要と認める業務

(平17条例45・追加)

(指定管理者の指定の申請)

第7条 第5条の規定による指定を受けようとするものは、規則で定める申請書に次に掲げる書面を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書面

(平17条例45・追加)

(指定管理者の指定)

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、次の各号のいずれにも該当するもののうちから指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定するものとする。

- (1) 事業計画書による市民会館の管理が市民の平等な使用を確保することができるものであること。
- (2) 事業計画書の内容が市民会館の設置の目的を効果的かつ効率的に達成できるものであること。
- (3) 事業計画書に沿った市民会館の管理を安定して行う能力を有するものであること。

(平17条例45・追加)

(事業報告書の作成及び提出)

第9条 指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、次の事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。ただし、年度の途中において地方自治法第244条の2第11項の規定により指定を取り

消されたときは、その取り消された日から起算して30日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

- (1) 市民会館の管理業務の実施状況及び使用状況に関する事項
- (2) 市民会館の管理に係る経費の状況に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市民会館の管理の実態を把握するため市長が必要と認める事項
(平17条例45・追加)

(休館日)

第10条 市民会館の休館日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て、臨時に開館し、又は休館することができる。

- (1) 火曜日(火曜日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときは、その翌日以後の最初の休日でない日)
- (2) 12月29日から翌年の1月3日までの日
(平17条例45・追加)

(開館時間)

第11条 市民会館の開館時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て、これを変更することができる。

(平17条例45・追加)

(使用の許可)

第12条 市民会館を使用しようとする者は、あらかじめ、指定管理者の許可を受けなければならない。

2 指定管理者は、前項の規定により許可する場合においては、市民会館の管理上必要な条件を付することができます。

(平17条例45・旧第5条繰下・一部改正)

(使用の不許可)

第13条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、市民会館の使用を許可しないことができる。

- (1) その使用が、公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) その使用が、市民会館の設置の目的に反すると認められるとき。
- (3) その他市民会館の管理上支障があると認められるとき。

(平17条例45・旧第6条繰下・一部改正)

(使用の許可の取り消し等)

第14条 指定管理者は、第12条第1項の規定による使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)が、次の各号のいずれかに該当する場合は、その使用を制限し、又は取り消し若しくは停止することができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 第12条第2項の規定による使用の条件に違反したとき。
- (3) 虚偽の申請その他不正の手段により使用の許可を受けた事実が明らかとなったとき。
- (4) その他市民会館の管理上支障があると認められるとき。

(平17条例45・旧第7条繰下・一部改正)

(原状回復)

第15条 使用者は、その使用を終了したとき(前条の規定により使用について制限、又は許可の取り消し若しくは停止があったときを含む。)は、直ちに施設を原状に復さなければならぬ。

2 使用者が前項の義務を履行しないときは、市長は使用者に代って、これを行ないその費用は使用者の負担とする。

(平17条例45・旧第9条繰下・一部改正)

(損害賠償)

第16条 市民会館の施設又は設備に損害を与えた者は、これによって生じた損害を賠償しなければならない。

(平17条例45・旧第10条繰下・一部改正)

(使用料)

第17条 使用者は、別表第1に定める額の使用料を納入しなければならない。

2 前項に定めるもののほか、附属施設又は附属設備を使用する使用者は、別表第2に定める額の使用料を納入しなければならない。

(平12条例18・一部改正、平17条例45・旧第11条繰下・一部改正)

(使用料の減免)

第18条 市長は、特に必要があると認めたときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(平17条例45・旧第12条繰下)

(使用料の還付)

第19条 すでに徴収した使用料は、還付しない。ただし、市長が必要と認める場合は、その全部又は一部を還付することができる。

(平17条例45・旧第13条繰下)

(秘密保持義務)

第20条 指定管理者の役員若しくは職員又はこれらの職にあった者は、市民会館の管理の業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は不当な目的に使用してはならない。

(平17条例45・追加)

(市長による管理)

第21条 市長は、指定管理者の指定を受けるものがないとき、指定管理者を指定することができないとき、又は地方自治法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、第5条の規定にかかわらず、指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了するまでの間、臨時に市民会館の管理の業務の全部又は一部を行うものとする。

2 前項の場合における第10条ただし書及び第11条ただし書の規定の適用については、これらの規定中「指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て」とあるのは「市長が特に必要があると認めるとときは」とする。

3 第1項の場合(業務の一部の停止を命じたことによる場合にあっては、当該停止を命じた業務に施設の使用の許可が含まれるときに限る。)における第12条から第14条までの規定の適用については、これらの規定中「指定管理者」とあるのは「市長」と、第12条第1項中「ならない」とあるのは「ならない。ただし、当該使用について指定管理者の許可を受けている場合は、この限りでない」とする。

4 第1項の規定により市長が管理の業務の全部又は一部を行った後、指定管理者が当該業務を行うこととなった場合における第12条第1項の規定の適用については、同項中「ならない」とあるのは「ならない。ただし、当該使用について市長の許可を受けている場合は、この限りでない」とする。

(平26条例21・追加)

(委任)

第22条 この条例に定めるものほか、市民会館の管理に関し必要な事項は、規則で定める。

(平17条例45・旧第15条繰下、平26条例21・旧第21条繰下)

附 則

この条例は、昭和48年9月1日から施行する。

附 則(昭和50年条例第29号)

この条例は、昭和50年6月1日から施行する。

附 則(昭和51年条例第14号)

この条例は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則(昭和55年条例第12号)

この条例は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則(昭和63年条例第8号)

この条例は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則(平成3年条例第28号)

この条例は、平成4年4月1日から施行する。

附 則(平成9年条例第37号)

この条例は、平成10年7月1日から施行する。

附 則(平成12年条例第18号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成13年条例第9号)

この条例は、平成13年10月1日から施行する。

附 則(平成17年条例第45号)

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に改正前の八千代市市民会館の設置及び管理に関する条例の規定によりされた処分、手続その他の行為であって、施行日以後の使用に係るものは、この条例による改正後の八千代市市民会館の設置及び管理に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定によりされた処分、手續その他の行為とみなす。

(準備行為)

3 改正後の条例第5条の規定による指定管理者の指定に関し必要な手續その他の行為は、改正後の条例第7条及び第8条の規定の例により、施行日前においても行うことができる。

附 則(平成24年条例第25号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成26年条例第21号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和元年条例第5号)

(施行期日)

1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表第1及び別表第2の規定は、令和2年7月1日以後の利用に係る使用料について適用し、同日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

別表第1(第17条第1項)

(昭55条例12・全改、昭63条例8・平3条例28・平9条例37・一部改正、平12条例18・旧別表・一部改正・平13条例9・平17条例45・平24条例25・令元条例5・一部改正)

1 ホール基本使用料

区分	単位	午前	午後	夜間	全日
		午前9時から正午 まで	午後1時から午 後5時まで	午後6時から午 後9時まで	午前9時から午 後9時まで
大ホール	月曜日から金 曜日までの日 1回について	16,528円	33,056円	37,186円	78,084円
	土曜日、日曜 日及び休日 (以下「休日 等」とい う。)1回につ いて	19,834	39,667	44,621	93,704
小ホール	月曜日から金 曜日までの日 1回について	6,806	13,612	15,306	32,149
	休日等1回につ いて	8,167	16,334	18,371	38,584

2 会議室等基本使用料

区分	単位	昼間 午前9時から午後5時ま で	夜間 午後5時から午後9時ま で
第1会議室	1時間	463円	621円
第2会議室	1時間	463	621
第3会議室	1時間	1,288	1,732
第4会議室	1時間	1,288	1,732
第5会議室	1時間	649	871
第6会議室	1時間	547	732
特別会議室	1時間	2,797	3,769
多目的室	1時間	510	686
リハーサル室	1時間	1,463	1,973
第1音楽練習室	1時間	213	278
第2音楽練習室	1時間	213	278

備考

- 基本使用料の額は、この表に定める額に消費税等相当額を加えた額(その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。
- 次の各号に掲げるものに該当する場合は、基本使用料のほか、当該各号に定める割合を基本使用料に乗じて得た額を割増料として徴収する。ただし、その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。
 - 使用者が入場料その他これに類する料金を徴収する場合又は営利の目的をもって使用する場合 100分の100
 - 使用時間を超過して使用する場合 超過時間1時間(1時間未満の端数を生じた場合においては、その端数が15分以上のときは1時間とし、15分未満のときは切り捨てる。)につき100分の30(会議室等については、100分の130)
 - 本市に住所を有し、又は本市に事務所を有する者以外の者が使用する場合 100分の50

別表第2(第17条第2項)

(平12条例18・追加、平17条例45・平24条例25・令元条例5・一部改正)

1 附属施設の使用料

区分		午前9時から正午 まで	午後1時から午 後5時まで	午後6時から午 後9時まで	午前9時から午 後9時まで
大ホ ール	第1楽屋	362円	436円	436円	926円
	第2楽屋	167	204	204	436
	第3楽屋	167	204	204	436
	第4楽屋	167	204	204	436
	第5楽屋	167	204	204	436
小ホ ール	第6楽屋	167	204	204	436
	第7楽屋	167	204	204	436
浴室		167	167	167	352

2 附属設備の使用料

設備の種類	使用料	
舞台関係附属設備	2,778円	左記の金額の範囲内で種類又は品目ごとに別に定める。
音響関係附属設備	2,778	
照明関係附属設備	9,260	
その他附属設備	7,408	

備考

- 使用料の額は、この表に定める額に消費税等相当額を加えた額(その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。
- 使用者が入場料その他これに類する料金を徴収する場合又は営利の目的をもって使用する場合の使用料は、前項の規定により算出した額の100分の100に相当する額を加えた額とする。